47　操業区域の38中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県出雲市十六島鼻突端に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。

48　操業区域の37又は38中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、毎年五月一日から同月三十一日までの間は、操業してはならない。

49　操業区域の37中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年十月一日から同月三十一日までの間は、操業してはならない。

50　操業区域の38中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。

51　操業区域の38中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

52　操業区域の38中最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以西、島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、操業してはならない。

53　操業区域の40中島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、操業してはならない。

54　操業区域の40中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年三月一日から十月三十一日までの間は、操業してはならない。

55　操業区域の40中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、毎年六月一日から八月三十一日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの間は、操業してはならない。

56　操業区域の40中最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以西、島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、操業してはならない。

57　操業区域の43中島根県浜田市馬島灯台北西の線以東の海域においては、毎年九月一日から同月十五日までの間は、操業してはならない。

58　船橋の周囲に幅二十センチメートルの青の二線を識別塗装しなければならない。

59　船橋の周囲に幅三十センチメートルの青の一線を識別塗装しなければならない。

60　船橋の周囲に幅二十センチメートルの赤の二線を識別塗装しなければならない。

61　船橋の周囲に幅十五センチメートルの赤の三線を識別塗装しなければならない。

62　船橋の周囲に幅二十センチメートルの黒の二線を識別塗装しなければならない。

63　船橋の周囲に幅二十センチメートルの黒及び白の各一線を識別塗装しなければならない。

64　船体両舷中央部分に算用数字（各文字の大きさは縦又は横五十センチメートル以上、各文字の太さは十センチメートル以上、各文字の間隔は十センチメートル以上）をもって、当該許可に係る許可番号の数字部分を明瞭に表示しなければならない。

65　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第二沖合底びき網漁業の項第二号ムに掲げる海域においては、操業してはならない。

（その他）

66　農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従って衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

67　漁業監督官が、66により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第百二十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。

○農林水産省告示第五百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、以西底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十九年四月七日　　農林水産大臣　山本　有二

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	漁業の方法	操業期間	総トン数		隻数
			旧トン数	新トン数	
一　操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の一	一そうびき及び二そうびき	周年	一五トン以上一五〇トン未満	一五トン以上一八五トン未満	八
二　操業区域の二	二そうびき	毎年八月十六日から翌年五月十五日まで	一五トン以上五〇トン未満	一五トン以上七六トン未満	二四

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年四月七日から同年七月七日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十九年八月一日から平成三十四年七月三十一日までとする。

2　「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

3　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため大型化を図ることが適当であると認めた船舶については、当該船舶の総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数を当該船舶の総トン数とみなす。